

がん患者に対するアピランスケア支援事業を拡充します
～外見の変化による精神的苦痛等を軽減し、治療と社会参加等の両立を支援～

千葉市では、がんになり患された方が、治療を続けながら社会参加等を継続するための支援として、がん治療に伴うアピランス（外見）の変化に対処する目的で購入した補整具等の購入費用に係る助成制度を拡充しますので、お知らせします。

1 改正内容

ウィッグ購入費に係る補助率および補助上限額を引き上げるとともに、対象となる補整具等に、新たに胸部補整具およびエピテーゼを追加します。

区分	補整具等	補助上限額	補助率
拡充	ウィッグ	5万円（3万円）	10／10（1／2）
新規	胸部補整具	2万円	10／10
新規	エピテーゼ	5万円	10／10

※（ ）内は改正前

2 対象となる補整具等

令和5年4月1日以降に購入した以下の補整具等が対象となります。

ア ウィッグ（毛付き帽子および装着時に皮膚を保護するためのネット含む）

イ 胸部補整具（補整下着、補整パッド）

ウ エピテーゼ（人工の乳房、乳頭、鼻、指など体の表面に取り付けるもの）

※令和5年3月31日までに購入したウィッグで、購入日から1年以内のものについては、拡充前の制度の対象となります。

※令和5年4月1日以降にウィッグを購入された方で、既に改正前の制度で申請されている方については、改正後の補助率および補助上限額との差額を追加交付します。

3 対象者

以下のア～ウのすべてに当てはまる方

ア 申請日時点で、市内に住所を有する方

イ がんと診断され、現在治療中または過去に治療を受けたことがある方で、補整具等を購入した方

ウ 過去に千葉市および他の自治体を実施する同様の助成を受けていない方

4 申請回数および申請期限

申請は1人につき、補整具等の種類ごとにそれぞれ1回限り（購入個数の制限はなし）で、申請期限は購入日から1年以内です。

5 制度改正日

令和5年10月1日（日）